九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

福岡県初期農民運動覚え書き : 小作人組合と初期日本農民組合

木永, 勝也

https://doi.org/10.15017/1936950

出版情報：史淵. 131, pp.1-15, 1994-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

福岡県初期農民運動覚え書き

── 小作人組合と初期日本農民組合 ──

木　永　勝　也

はじめに

本稿の課題は、第一次大戦前後ことに米騒動後に族生した小作人組合について、福岡県での事例を素材に検討することにある。この一九一〇年代末から二〇年代初頭の時期、いわゆる〈初期〉農民運動の段階については、小作人組合およびその争議の大字部落との関係や農民意識・指導者などからみた歴史的性格の検討、また、日本農民組合の結成へ連なる動きとしての位置づけ ― 全国レベルでの日農の結成が地域社会の自生的な小作人組合にインパクトを与えたこと ―、争議の大規模さの背景にある村落共同体動員的な争議のあり方が指摘・検討されてきた[1)]。福岡県についても、日本農民組合の福岡県および九州全体における組織者・指導者としての高崎正戸を中心とした動向、日本農民組合福岡県聯合会の分裂にいたる経緯などついて若干の先行研究がある[2)]。

本稿では、まず福岡県地域の日農組織化以前の小作人組合について、結成の契機、その小作争議を含む運動の実態についておさえていきたい。その意味で福岡県についてのケース・スタディであるが、そうした作業の中で小作人組合の掲げていた理念および組織の日本農民組合との連続性・継承性といった点を実態に側して検討し、そして日農という全国規模の農民組合に組織として系列化されることのもった意味を今一度考えてみる前提をおさえておきたい[3)]。

第一章　産米検査反対の小作人組合

一　浮羽郡七ケ村農業団

福岡県における小作人組合は、第一次大戦期から結成され始め、その最初の事例といえる浮羽郡福富村外六ケ村農業団は、一九一八（大正七）年一〇月に浮羽郡東部の七ヵ村の小作人二四〇〇名で結成されている。その「契約書」[4]によれば、団の「目的」は「互ニ和心共同ノ利益ヲ計リ最モ均一ナル経済幸福ヲ享受スルト同時ニ旧来ノ地方慣習ヲ確守シ併セテ道義観念ヲ重ンジ不正ノ競争ヲ避クル」ことにあった。この目的にそった農業団「参加者」の具体的活動の一つは、第二条に、米・麦・粟・菜種などの産品を「小作料」「売買品」を問わず「旧来ノ慣習ニ従ヒ一定不変ノ俵定トナシ完全ナル俵装ヲ施」すことがうたわれているように、斤量制度の統一（米・麦は三斗五升、粟・菜種は四斗五升を一俵の定量とする）にあった。こうした条項にみるように同農業団は産米検査に抵抗することを主目的にしていたが、同時に「参加者ノ一人又ハ数人ノ異議アル小作地ヲ参加者ノ一人又ハ数人カ更ニ小作シタトキハ損害トシテ該小作地一反歩ニ対シ金五拾円ヲ前小作人ニ賠償スルコトヲ特約ス」（第七条）とあるように、小作人間の小作地争奪を抑制することも活動の一環としていた。さらに興味深いことであるが、同「規約書」には、農産物の取引について、売買希望者が物品を「合併」し、同農業団の役員である「総代」が商人を指名して入札・競売により共同販売を行うという条項も存在していた。農産物の商品化が進行していく中で、販売の共同化により状況へ対応していこうとしていたのである。

産米検査についていえば、福岡県では一九一一（明治四四）年一〇月から県営の産米検査が実施されたが、当初京都・築上郡などから始まり、大正中期から実施区域が拡大していく。浮羽郡内でいつから産米検査の実施が計画されたかは判然としないが、この農業団結成は、当時一九一八年頃の産米検査導入に抵抗する小作人の動きの一つであった。検査実施に際しては、一俵の俵量を四斗に全県で統一することになったが、筑前・筑後地域は従来一俵の容量が三斗

四升から三斗六升であり基準とは異なっていた[5]。このため、一俵の容量の改正・俵装の改良などが必要となり、それは小作人の負担となることは明白であった。浮羽郡内では、従来は小作米を「裸米」で受取り俵代として別に玄米一升を従来徴収していたが、農業団はそれを五合に減額するよう要求した。また商取引において重量取引が普及したことを理由に地主が従来「枡量」で納入していた小作米を一俵一四貫換算の「重量」にしようとしたため、「枡量」の復活を要求していた[6]。

こうして一九一八（大正七）年一一月から翌一二月にかけて、地主二〇〇名・小作人六六〇〇名との間の係争が展開し、結果としては小作人側の要求が貫徹された[7]。小作人側の要求が貫徹した背景には、産米検査について、農会関係者や県議会議員の中に、産米検査導入に反対する動きや実施の延期あるいは段階的な実施を要望する状況がまだこの時期には強く存在し、小作人らの要求がいわば正統性を得やすいという状況があったと思われる[8]。こののち浮羽郡では、一九二三（大正十一）年一一月一日より吉井町・山春村・大石村・浮羽村・千年村・福富村・船越村・田主丸町・水分村で実施に至り[9]、この時には同郡東部の江南・椿子村（この二村の小作人は農業団に参加していた）、西部の竹野・柴刈・水縄・川合村では実施にいたっていない。

この浮羽郡七ケ村の農業団は産米検査反対・小作地争奪の抑制を目的に小作人間の共同利益をはかろうとした組織である。要求を通していく上で小作人の共同ないし結集を強化する必要性があるが、その手段として、「契約書」には小作人が契約に違反した場合「違約金」（米一俵に対し金五〇銭）を賠償するという「特約」が定められていた。

ところで、こうした農業団の日本農民組合への組織的関係はどうであろうか。表は福岡県内の現在判明している小作人組合と日本農民組合支部とを対照させた表である。一九二五年当初の段階までの浮羽郡における日本農民組合支部の村ごとの設置状況をみると、福富・大石・山春村には支部は組織化されておらず、農業団の事務所がおかれた福富村には団長であった林峰吉（1968年生まれ）が大字福益に在住していたが、彼が日農支部に参加していった形跡も確認でき

ない。[10] 浮羽郡の場合日農の支部組織化がかなり進んでおり、農業団との組織的な継承性があるように考えられるが、福富村以外の他村でも、事情は同様であったと考えられる。組織人員数（といっても組合費の納入者だが）からしても農業団に参加した小作人がすべて日農へ流入していったわけではなく、組織実態として農業団の支部が改組され日農支部として継承されていった訳ではなかろう。時期的にはやいこと（一九二三 ― 二四年が日農による小作農民の組織化が本格化する時期である）ゆえとも考えられるが、何より農業団の組織としての目的が産米検査導入への抵抗にあったがゆえに、日農へは組織としては継承されていかないと思われる。こうした指摘をする理由には、日農の組織化が進行した時期に存在した産米検査反対を主目的とする小作人団体の中に、まったく日農に組織化されていかなかった大和村農民団のような事例が確認できるからである。

二　大和村農民団

大和村農民団は、福岡県南部筑後地域の山門郡大和村とその周辺の地主・自作農・小作農一七〇〇名で結成された。この農民団は「改良四斗俵ハ拵ヘザルコト」とその規約（一九二一（大正一〇）年九月に明文化されたという）第四条に記していたように、産米検査反対が主たる組織の目標であった。地主・自作農が加わっていることからすれば小作人団体と規定するのはむずかしいが、同時にここでも地主により引き上げられた土地を「会員」が耕作しないこと、また耕地売買に際しては地主から小作人へ一定の猶予期間をおいて通知することなど、小作人間の小作地争奪競争の抑制を狙った規定が浮羽郡の農業団と同様に存在している。[11]

この農民団については、表にも見るように初期日本農民組合との組織的な連続性・継承性を検出することができない。それは後年一九二六（大正一五）年一一月時点であるが、福岡県の小作官牛島英喜がつぎのような評価をしていることから確認できる。牛島小作官は同農業団を、「日本農民組合系ニアラザル最モ穏健ナル農民組合」でもあり、「全ク農業ヲヤラナイ地主ハ大小トナク除

外シテアリマスカラ純粋ノ協調組合デモナイ」と、この農民団の性格規定に苦慮していた。しかし同時に「本団ガアル為ニ地主小作間モ小作人相互間モ小作慣行ガ徳義的ニ円滑ニ行ハレテ居ル」ことから「一種の協調組合」であるといえると見ていた。そして、農業団の団長である菅原清太郎を、村内での農事改良などに励むリーダーとしてのあり方、ことに隣接する地域であった佐賀県鳥栖地方の日本農民組合系幹部である重松愛三郎らとは距離を置き、日農へ参加しようとする村内の一部の動向を批判・牽制しているといったことから高く評価していた[12]。こうした団長の姿勢の結果からか、大和村についていえば一九二五年一二月に一時期大字野田に支部ができた（表参照）が、その前後数年にわたり日農の影響は及んでいない。

第二章　小作人組合から日本農民組合へ

一　粕屋郡農業連合会の場合

こうした産米検査反対を要求とした団体とは別に、一九二〇年代前半には小作料減額要求をかかげる小作人団体が数多くできている。そうした小作人組合のなかには全く日農に参入して行かないものもあれば、また、その過渡期の組織的特徴を次第に払拭し日本農民組合へ参入していくケースもあった。福岡県での前者の事例が粕屋郡の農業連合会の事例であり、後者の事例が宗像郡小作人会である。

粕屋郡では蓑内・小野・青柳・立花・新宮五ケ村連合の小作人組合の存在が史料的に確認できる。粕屋郡では一九二三（大正一二）年以降日本農民組合の組織化が進んだが、それは通例裏粕屋とよばれた上記の各村でではなく、表粕屋とされた久原・大川・多々良・勢門・須恵・仲原・志免村でであった。その背景には以下のような粕屋郡農業連合会に結集していた各村で、すでに一定度小作料減額に成功していたことがあったと思われる。

一九二一（大正一〇）年六月、蓑内・小野・青柳・立花・新宮五ケ村の小作人は、一割五分から二割の小作料減額を求めて争議をおこしている。新聞報道によれば、小作人側は一九一九・二〇年に米価の暴落が激しい一方で、肥料で

ある大豆粕の価格の高騰、農繁期の「雇人」の給料の高騰がかさなった結果、小作人の「暮らしが立たない」ということから小作料減額を要求した。[13] この小作人の要求に対し、大地主の中に「強硬論者」もいる（要求を拒絶する）一方、中小地主や各村の村長らは、五村の「連合組合」との交渉から各村または村内の各区に分けて、交渉・解決する方向をとった。こうして、青柳村今在家、立花村の一部は二割引きで解決にいたったという。[14] 青柳村の場合は地主・小作人と「関係外の委員」の立ち会いのもとで実地調査をし、五分から二割、平均一割四分の減額で解決した。[15] 新宮村では、小作米品評会を早くから「小作保護事業」として実施（慰安会も同時に開催）していたと村役場など当局からは位置づけられていた地主一名が、減額要求を「不当」として拒否し、結果三〇町歩位の耕地が小作人から返還されたという事例もあったが、[16] おおむね、一九二二－二三年にかけて各村で小作料の減額が行われていた。

二　宗像郡小作人会の場合

宗像郡小作人会は一九一八年に阿部乙吉が会長となり結成されたが、[17] 当初はその活動は低調であったらしく、一九二〇年に入ってから小作料引き下げを要求し争議を起こしている。この後宗像郡小作人会は、初期日本農民組合を代表する指導者であった高崎正戸がはたらきかけを行っていく中で、その組織的性格を変化させ福岡県における系統的農民組合発生の端緒となっていく。既に森谷宏幸氏らが高崎の活動を詳細に後づけているが、ここでは、初期日農への参入という角度からみておきたい。[18]

高崎は一九二三（大正一二）年七月末頃から本格的に福岡県内での農民組合の宣伝・組織化に乗り出していたが、この年八月一七日に宗像小作人会は、小作料永久三割減額要求をかかげ、連絡を保つ必要上、各村に支部を設置し支部長を決定するよう決議している。他方、耕作地の争奪を禁止するために組合による「協賛」が必要であること、小作料保管（＝不納）同盟の実行などを決定した。九月七日（このとき「小作組合」へ改称）には小作料減額について要求の三割減額要求をさげずかつ実現まで小作料不納を続けることを決定している。

この後一〇月に「農民組合」への改称をきめ日本農民組合へ正式に加入し、同時に「永久三割減額ヲ各町村長ニ依頼シテ地主ニ要求スルコト」を決めている。

こうした中で、八月の第一回大会決議では、小作人会の目的の一つとして「吾等ハ徳性ヲ涵養シ互助ト友愛ニヨリ農村生活ノ享楽ヲ期ス」とする規定があり、また「吾人ハ飽クマデ暴力ヲ否定シ合理合法ニヨリ公平ナル分配ヲ要求ス」とされた。小作料減額要求問題は農業利益の「分配」問題として把握されたが、こうした観点は明かに初期日農の「綱領」の影響を受けたものであった。実際、同年の一九二三（大正一二）年四月以降、高崎らによって県下各地で開催された農民組合組織化のための演説会で、「農民組合支部規約」という案文が配布されたが、そこには次のような規定が述べられている。

第七条　組合員ハ左ノ各項ヲ確守スルコト

一　農村文化ノ建設ノ為耕地ノ社会化ヲ要ス

一　吾人ハ飽迄暴力ヲ否定シ合理合法ニ依リ公平ナル分配ヲ要求ス

一　吾等ハ徳性ヲ涵養シ互助ト友愛ニヨリ農村生活ノ享楽ヲ期ス

一　耕作地ヲ組合ノ協賛ヲ得ズシテ返還シ又ハ他ノ耕作地ヲ使用セザル事

一　小作料ハ組合ノ決定額ヲ納付スル事

一　耕作地ヲ組合ニ無断ニテ転貸セザル事

一　極力保管同盟ヲ実行スル事

一　組合ニ加入セザル小作人又ハ地主ノ犬ト成ル者ノマネヲ一切セザル事

下線を付した項目にみるようにこの案文と宗像郡小作人組合の諸決議との類似性は明瞭であり、日農の理念は高崎 ― 阿部ラインにより宗像郡小作人会へ反映されていた。

こうした理念の面での影響が宗像郡小作人会に及んだとしても、組織実体としての継承性とは別問題である。宗像郡小作人会がそのまま日農に参入していくことが可能となったわけではない。福岡県においては、翌年一九二四年三月に全九州の日本農民組合の指導統制機関として日農九州同盟会が、同年一二月に福岡県連合会が結成されるが、表にみるように宗像郡の日農支部は必ずしも多くない。

というのも、宗像郡内各村では、農会・村当局などの主導で小作料改訂を軸に、高崎・阿倍等の日農の影響を阻止していく動きが急速に進行した。たとえば、吉武村や津屋崎町須多田の場合はそれぞれ小作料の改訂、協調組合創設などの対抗的な措置がとられた[19]。勝浦村の場合、大字奴山に以前より組織化されていた「勧業組合」があり、同村農会は各部落から地主・小作各二名の代表者を選出し農会総代二四名とともに「協調会」という名の会合を開催し、記名投票により軽減率を決めていく動きがあった[20]。宗像郡全体の争議結果は、福間町で永久一割引、池野村で永久五歩引、上西郷村では一年限りだが肥料代として大豆粕を一定度支給、赤間町では一反につき七升七合減額、南郷村では一反につき七升七合の減額という結果になっている。こうして、おそらく郡内各村での農会・行政当局主導の争議終息過程のなかで、一定の小作料軽減 － 永久三割減額といつた小作人組合の要求からみれば低水準であろうが － が行われた結果、小作人組合から初期日農へと理念の面で脱皮していく過程とは裏腹に、組織実態としては宗像小作人会は日農へ継承されず分散していったといえよう。

宗像と類似の事例には別稿[21]で検討した朝倉郡三輪村大字依井の依井小作組合と日農依井支部（または依井班）の場合もある。ここでは不在地主の代理人である小作地管理人の更迭・小作料減額を求めた争議が解決した後の一九二四（大正一三）年に、その争議主体であった依井小作組合が解散されたかどうかは史料的に明らかにしえなかったが、依井小作組合が全体として日農へ参入していったわけではなく、日農の組織は被差別部落地域を基礎に組織化されたのみであった。小作条件などで圧倒的に不利な条件下におかれた被差別部落地域の小作人が日農に系列化されるといった事情は宗像郡でも同様であり、一九二〇年代半ばの時期まで日農として組織を維持していったのは上西郷などにとどまらざるをえない状況にあった[22]。

三　初期日本農民組合の性格について

宗像郡小作人会に限らないが、一九一〇年代末から二〇年代初頭にかけて、福岡県内で自然発生的に誕生した小作人組合の多くでは地主との対決姿勢は鮮

明ではなく、また、農業技術などの経営的側面＝「農事改良」への小作人の強い関心に対応したスローガンを必ずといっていいほど保持していた。この点は初期日本農民組合にも継続していき、さきの日農支部組織化のために配布された「農民組合支部規約」案文の第八条にも「組合ニテ産業ノ発達改善ヲ図ル為稲作及ビ麦作ノ品評会ヲ開催スルコト」という規定があった。[23] 福岡県内で確認できる小作人組合の一つである上妻村小作人組合にも同様の点が確認できる。同組合は一九二一（大正一〇）年三月七日に八女郡上妻村大字祈禱院の小作人五三名（隣村である忠見村井延の一部小作人も含む）により創立された。その「規約書」には「同心協力シテ農業上ノ進歩発達ヲ謀ル」ことが「目的」としてのべられ、また毎年二回の「組合総員ノ談話会」を開催し「農事ニ関スル知識ノ交換ヲナス」ことが定められていた。さらに小作に関する契約・解約を地主と交わす場合には組合長の「承認」が必要であること、違反した際には「相当ノ制裁」を加えることが明記されている。[24] この小作人組合は規約によれば地主組合（地頭会）に対抗して創立されたというが、表にみるように日本農民組合の支部が組織化されることはなかった。

地主との関係でいえば、先の宗像郡小作人会の一九二三年九月時の「規約」は「小作人ノ目醒ヲ促シ地主ト共同シテ農事ノ改良ヲ図リ完全ニ利益ヲ得ルヲ目的トス」と定めていた。[25] 当時の小作人団体では地主はかならずしも本質的に敵対的な存在として位置づけられていた訳ではなく、それは初期日本農民組合でも同様であっただろう。高崎らの活動の影響をうけて一九二三年一〇月に開催された糸島郡農民大会、その際結成された「糸島郡農民組合」の規約には、「本組合ハ一致協力以テ産業ノ改善ヲ図リ相互ノ福利ヲ増進シ生活ノ安定ヲ期スルヲ目的トス」（第二条）とあり、第九条では組合員が小作料納入を遅延した場合、各村各区に設置される「小組合」の組合員が代わって一週間以内に現米か代金を納入すると規定されていた。[26] 地主への小作料納入を、当然履行すべき義務とみなしていたゆえに相互扶助的に助け合うよう定めていたのである。こうした小作料納入のあり方については、一九一二年というやや以前のことになり糸島郡でもないが、粕屋郡の興味深い事例がある。同郡山田村の字猪野区

には「小作人組」が組織されており、その「小作人規約書」には次のように規定されていた。[27]

第壱条　本組合ヲ小作人組ト名称ス

第弐条　本組合ハ大正元年拾壱月拾日小作人惣集会ノ上成立ス

第参条　本組合ノ成立シタル上ハ第一組合協同一致スルハ勿論若シ組合中ニテ決定シタル条約ヲ破約シタルトキノ違約金トシテ金拾円ヲ徴収スル事

第四条　田地付下シ人ヨリ引揚ゲラレタル田地ヲ以後亦小作人ニ付下ストキハ小作世話人ノ手ヲ経ズシテ作ル事能ハズ若シ小作世話人ノ手ヲ経ザルトキハ違約トス

第五条　小作人ハ普通年ニ年貢不納セザルハ勿論風虫害其他ノ飢饉ノ際世話人ニ依頼シ決定シタル年貢ハ決シテ不納ス可ラズ

第六条　右ノ条件承諾シタル上ハ該証書ヲ遵守ス可ク後日ニ至リ相違無之為メ各自姓名ヲ記シ実印調印ス

ここに確認できるように、すでに「年貢」と呼ばれた小作料の納入について集団で責任を負うようにしていた。また小作地の争奪を防止すべく「小作世話人」による統制を、また「違約金」規定も有している。こうした事例が福岡県内においてのどの程度かは不明だが、地主との関係において敵対的かどうかはさておき、小作人が集団として地主に対応していく傾向がかなり広がっていたのではあるまいか。[28]

おわりにかえて

従来の諸研究において組織面では初期日農の「連盟」的性格や各地の小作人組合の出入りに見られる「流動的」関係が指摘されてきた[29]し、その点は福岡県一県をとっても指摘できよう。とはいえ、両者の継承性という面からみれば、それは単純ではない。粕屋郡に見られるように、組織的に全く非連続のケースもあるし、また、山門郡大和村や八女郡上妻村に見るように協調組合へ移行する場合や消失してしまうケースもある。本稿でみたように地域における小作人組合と初期日農とは、実体としての組織の継承性は明確ではなくむしろ断絶し

ているケースが多いといえよう。ことに産米検査反対を主たる目的にするような団体の場合、初期日本農民組合へ結集していくという可能性は薄く、仮に初期日農へ参入していくにしても総体として参加していくとは考えられない。おそらく指導者の動向が参加・不参加の分岐路を形成すると考えられ、また何より小作料減額要求がどのように形成されていくかが重要だと考えられる。

一方理念の点ではかなり連続的であり類似性が強い小作人団体の場合は、初期に日農のかかげるスローガンなり主張 － ことに地主との関係や農事改良への取り組み、あるいは信用事業などの必要性など － は単に組織化のための便法というより、本質的に創生期の日本農民組合が保持していたものとして位置づけられようし、またそうした理念を保持していたがゆえに、小作料の永久減額 － 小作料改定の要求を受け入れる素地・社会的雰囲気が地域の中に広範に生成されていったと考えられるのではなかろうか。初期日農の組織化が急速にすすんだ背景にそうしたことが考えられよう。

《註》

1）大門正克「初期小作争議の論理構造（上）（下）」『歴史評論』四三五・四三六号（一九八六年七・八月）、小林良二「日本農民組合の分裂」『歴史学研究』四〇一号（一九七三年）、林宥一「初期小作争議の展開と大正期農村政治状況の一考察」『歴史学研究』五一二号（一九八三年）など。

2）小西秀隆「無産政党成立期における地方の動向 － 福岡県地方の分析 －」『史淵』第一一九号（一九八二年三月）、森谷宏幸「高崎正戸論ノート」『部落解放史ふくおか』二八号（福岡部落史研究会、一九八三年二月）。

3）筆者もこの時期は初期小作争議の時期としてそれ以後と区別しうると考えるが、そうであれば争議の主体ともなった小作人組合と日農には連続性や共通項を想定できるだろうと考えられる。たしかに小作収支書の作製という戦術など日農の影響として指摘されてきた点も多いが、すでに日農以前に類似の収支計算書が存在することも明らかにされており、小作人組合から日農への、いわば〈飛躍〉という面をどのように考えたらよいのか、そ

の端緒を探ってみようということが本稿の出発点である。

4）『大正一二・一三年度小作争議調査』（『農務事蹟』一四）所収。『農務事蹟』は、旧農業総合研究所九州支所架蔵の戦前期福岡県行政史料のこと。

5）福岡県内務部『福岡県ニ於ケル近代的農民運動ノ発生ノ沿革』（昭和七年三月、以下『沿革』と略す）によれば、豊前は一俵が四斗二升（旧小笠原藩の正租が一俵四斗で込米二升であったことに由来する）、筑前は一俵三斗四升（旧黒田藩の正租が三斗三升、込米一升）、筑後は一俵が三斗五升から三斗六升（旧有馬・立花藩などで一俵は三斗三升、込米二升から三升）であった。

6）農商務省農務局「小作争議ニ関スル調査　其一」〈大正一一年七月〉四一三 － 四一四頁。

7）同前。

8）一例をあげれば、大正三年の県議会では井手忠次郎が、まず「米質改良」を行い、そののち四斗での俵装の導入をしていくという段階的導入案を県当局に要求した（『詳説福岡県議会史』第二巻大正編上、二九一頁）。

9）以上、福岡県穀物検査所『福岡県米穀検査の概要』〈大正一四年版〉、七 － 一〇頁。なお、農業団に参加した七村で実施に至った村とそうでない村が出てくる事情は、小作人の抵抗の強弱によるのか、地主サイドの問題によるのか不明であり、また仮に実施したにしても各地主と小作人との現実の関係などで実施状況には差が生じることが予想される。現地の地主経営史料の発掘を含め今後の検討課題としておきたい。

10）前掲『大正一二・一三年度小作争議調査』。なお、現地を訪問して調査した際には、林家の遺族から直接話を伺い確認することはできなかったが、現地の古老の方々の回想では参加していなかっただろうと回想されていた。

11）前掲『沿革』。なお浮羽郡農業団と大和村農民団の間に相互の影響・関係があったかどうかは史料的には確認できなかった。

12）福岡県農林課小作係「九州山口各県小作官協議会議事録」、同協議会は福岡県小作官の牛島がよびかけて、一九二六年一一月二二日に福岡県商業会

議所で開かれた会合である。

13) 「九州日報」大正一〇年六月一五日。

14) 「東京朝日新聞」大正一〇年六月一七日（『大正農民騒擾史料』第二巻、一〇九頁)、「九州日報」大正一〇年六月一五日

15) 「福岡日日新聞」大正一一年三月三日。なお同記事によれば、小作人らは「小作争議」と解釈されることを懸念して、小作料の半額を産業組合の貯金として提供し、この貯金を土地購入資金として低利もしくは無利子にて貸与するという「青柳互譲貯金」をはじめたという。同村では、一九二一（大正一〇）年四月から村内の地主が、米麦雲台各五反歩ごとに収穫物の五升を蓄積し五年間据置き、それにより蓄積された資金を、選薦した「成績優良者」（但し五反歩以下の田地所有者）へ信用組合より無利息年賦償還するという形で資金を貸付け、二反歩以内の土地を購入させることにより自作農を増やすという事業を行っていた（拙稿「一九二〇年代前半期における農村統合政策」（Ⅰ）（Ⅱ）『九州文化史研究所紀要』第三七号・三八号（一九九二，九三年三月）中の表4参照)。しかしそれとこの「青柳村互譲貯金」との関係は不明である。

16) 「大阪朝日新聞」大正一〇年六月二四日（『大正農民騒擾史料』第二巻、一一〇頁）

17) 「宗像郡ニ於ケル小作問題」（前掲『大正一二・一三年度小作争議調査』所収)、なお「九州日報」大正一二年八月八日では一九一八年一〇月に発会式をあげたとされ、『沿革』では一九一九年に東郷町公会堂で発会式をあげたとあるが、ここでは新聞記事の発会式の日付を採用した。なお、以下宗像郡小作人会については、特に注記しない限りは「宗像郡ニ於ケル小作における問題」と『沿革』の二史料による。

18) 前掲森谷論文。

19) 同前森谷論文、及び拙稿「一九二〇年代前半期における農村統合政策」(Ⅰ)(Ⅱ)

20) 前掲「宗像郡ニ於ケル小作問題」

21）拙稿「一九二〇年代前半期の朝倉郡における農民組合運動」『部落解放史・ふくおか』第六七号（一九九二年九月）

22）上西郷については、同支部の中心人物であった三浦靖が綴った争議記録である『経過録』とそれを解説した「宗像郡上西郷村小作争議と「みの飯」」（上田利見、『部落解放史ふくおか』第六号〈一九七七年一月〉所収）が詳しい。なお付記しておけば、福岡県内における日農の組織が全国水平社の組織との二重性を明確にしていく、あるいは被差別部落を主たる組織基礎としていく事情はおおよそこうした経緯から生じていったと考えられる。

23）ただこうした品評会などが実際にどの程度実践されるかという点についていえば、かなりうたがわしい。筆者が別に検討した朝倉郡大福村農民組合〈日農大福村支部〉の規約にも同様の規定があったが、組合長の日記を見る限りでは、品評会の開催事例は確認できなかった。

24）前掲『大正一二・一三年度小作争議調査』所収

25）前掲「宗像郡ニ於ケル小作問題」

26）前掲『沿革』。また、先にみたようないわゆる「農事改良」という点についていえば、「土壌ノ改善ヲ図リ地力ヲ向上シ多収ノ実績ヲ挙ル事」といった規定があり、少なくとも福岡県内ではかなり普遍的に意識されていたと思われる。

27）「山田村字猪野区小作人規約書」、現在の粕屋郡久山町大字猪野の区有文書。

28）こうした「小作人組」が小作組合へ転化していく可能性もあると思われる。山田村猪野区では「小作米の騰貴を防がんたが為め小作者の団体」をつくろうとする動きがあったのか、「小作人団体規約」も存在する。

29）前出小林良二「日本農民組合の分裂」など

本稿の執筆にあたっては、史料の閲覧および現地での関係者の調査について、福岡県地域史研究所、福岡部落史研究会、津屋崎町史編纂室、久山町誌編纂室にお世話になった。記して謝意を表したい。

表

小作人組合名	日本農民組合支部及び班名	支部人数	支部長等　支部長所在	創立年月日
宗像郡小作人会	福間町支部	55	上田常吉　高浜	1923.11
1919年	南郷村支部（旧宗像支部）	10	清水熊吉　野坂	
阿部乙吉	上西郷村支部	41	三浦　靖　上西郷	1924.12
	津屋崎町支部	52	阿部乙吉　津屋崎	
	東郷村支部	19	尾西寅市　東郷	
筑紫郡二日市小作人組合	二日市支部	220	斎田甚四郎　六地蔵	1923.10.10
1921年頃				
斎田甚四郎				
早良郡入部村小作同業組合				1925.12.9
早良郡金武村小作組合	金武村支部	23	桃崎勇雄　吉武	1923.1.7
糸島郡雷山村小作組合	雷山村支部　蔵持支部	47	徳永孫兵衛　蔵持	
	高野支部	19	梅津治之吉	1924.11.18
	有田支部	27		
		93		
糸島郡長糸村小作組合				
浮羽郡七ヶ村農業団				
福富村				
千年村	千年村支部	422	菊竹東造　橘田	
			高山茂一　宮田	
江南村	江南村支部	344	山下虎八　高田	
浮羽村	浮羽村支部	32	木下弥市　畑田	
椿子村	椿子村支部	300	宮崎久市　朝田	
大石村				
山春村				
	吉井町支部	86	中村為次郎　塚本	
山門郡大和村農民団				
粕屋郡四ヶ村農業連合会				
青柳村				
小野村				
席内村				
立花村				
八女郡豊岡村小作人組合				
八女郡上妻村小作人組合				

典拠：小作人組合名は『大正12・13年度小作争議調査』
「日本農民組合支部及び班名」は「日本農民組合福岡県連合会本部費完納明細書」（一九二五年二月五日付）『福岡県史　近代史料編　農民運動㈠』所収
創立年月日は「農民組合調」（一九二七年一月）『農務事跡』（一八）所収。元号は西暦に変えた。
備考：記載のない項目は史料に記載されていない。また、人名・地名は史料のまま。
支部人数の項目は組合費の納入人数を指す。